

財政援助団体監査の結果に基づく措置

(令和2年8月～11月実施)

農林水産部農林水産課

調査事項	補助金について
指摘事項	補助金の算定について、会議費、交際費、旅費交通費を補助対象外としているが、これらを対象外とする規定は設けていなかったため、補助対象経費と補助対象外経費の区分を明確にされたい。
措置	当該補助金に係る補助対象経費と補助対象外経費の区分を明確にするため、補助金の算定基準を内規として制定致します。

調査事項	請求書について（一般財団法人倉敷水産協会分）
指摘事項	補助金の請求書について、概算払で請求しているが、倉敷市水産業振興補助金交付要綱に定める概算払請求書を用いていなかったため、適正な事務処理をされたい。
措置	適正な事務処理を行うよう指導した結果、次のとおり報告を受け確認しました。 ご指摘のとおり、令和3年度から概算払請求書を提出するように致します。

調査事項	実績報告について（一般財団法人倉敷水産協会分）
指摘事項	実績報告における収支計算書について、予算額等の金額に記載誤りが散見されたため、適正な事務処理をされたい。
措置	適正な事務処理を行うよう指導した結果、次のとおり報告を受け確認しました。 ご指摘のとおり、令和2年度から適正な実績報告ができるように致します。

調査事項	支出について（一般財団法人倉敷水産協会分）
指摘事項	事業に必要な消耗品等の支払いについて、事務局理事が立替払いを行っているため、適正な事務処理をされたい。
措置	適正な事務処理を行うよう指導した結果、次のとおり報告を受け確認しました。 当協会の支払いを精査した結果、消耗品、郵券及び法務局の登記変更手数料の3点が立替払いとなっていることが判明しました。 このうち、消耗品の購入については、請求書払いに致します。郵券及び法務局の登記変更手数料については、金額の確定が容易であることから、購入伺いの起案をし、決裁後に購入することに致します。

財政援助団体監査の結果に基づく措置

(令和2年8月～11月実施)

学校教育部指導課

調査事項	補助金について
指摘事項	補助金交付に係る「内規」が作成されているものの、補助対象事業、補助対象経費の内容に具体性を欠いているので、補助金交付に係る算定根拠や、補助対象経費をより明確にされたい。
措置	現在、補助金交付に係る内規については、御指摘いただいた補助金交付に係る算定根拠及び補助対象経費等を明確にすべく改正の準備を行っており、来年度から適用する予定としております。 今後は改正後の内規に基づき、より適正に補助を実施してまいります。

調査事項	郵便の受払簿について（倉敷市中学校教育研究会分）
指摘事項	郵券の受払簿について、通信運搬費で切手を購入しているが、受払簿が整備されていない事例が見受けられ、管理に適正を欠くので、受払簿を整備し適正な管理をされたい。
措置	適正な事務処理を行うよう指導した結果、次のとおり報告を受け確認しました。 中学校教育研究会事務局から、教科等部会及び学校部会へ郵券の受払簿を整備のうえ、切手の管理をするよう通知し、来年度からは中学校教育研究会全体で郵券の適正な管理を行うことといたします。